

2026年度

農業委員会
業務必携 93号

付 農委活動24事例

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

農業委員会業務必携 93

目次

■巻頭言

全国農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人全国農業会議所会長 國井正幸	5
---	---

■特集

地域計画のブラッシュアップに向けた取り組み	7
-----------------------	---

■農政ピックアップ

食料システム法	15
---------	----

■農業委員会の業務と具体的な進め方

第1章 農業委員会の業務

農業委員会の業務は大きく4つに分類	23
-------------------	----

第2章 農地利用の最適化

～農業委員会法 第6条第2項等業務～

第1節 農地利用の集積・集約化

1 「地域計画」の実現のための取り組み	25
2 「地域計画」の見直し（ブラッシュアップ）の ための取り組み	26
3 農地の利用調整・マッチングにつなげるため	27
4 農地利用最適化推進事業の活用	29

第2節 遊休農地の発生防止・解消

1 遊休農地対策とは	31
2 遊休農地とは	32
3 農地パトロール（利用状況調査）の実施	34

4	利用意向調査の実施	38
5	不在村者所有・所有者不明の遊休農地等の対策	40
6	遊休農地の課税の強化、 機構貸し付けの場合の課税の軽減	46

第3節 新規参入の促進

1	新規就農を進めよう	47
2	企業の農業参入で地域農業に活力を	56

第4節 タブレット端末を活用した農業委員会活動

1	タブレットの活用場面と導入のメリット	58
2	各場面での活用方法	59

第5節 農地の台帳・地図のシステム管理と有効利用、 インターネット公表

1	農地台帳とは	63
2	農地台帳の管理項目と整備方法	63
3	農地台帳の管理システムの利用と情報の公表	65

第3章 関係法令に基づく業務

～農業委員会法 第6条1項業務～

1	農地法に基づく業務	73
2	農業経営基盤強化促進法（基盤法）に基づく業務	76
3	農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）に 基づく業務	77
4	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に 基づく業務	77
5	その他の法律に基づく業務	78

第4章 担い手の育成・確保と情報提供活動

～農業委員会法 第6条第3項業務～

第1節 「地域計画」の実行のための担い手組織との連携

1	担い手の急減と「農業を担う者」の育成・確保	81
2	「地域計画」実現に向けた広域的な連携	82

第2節 法人化・農業経営の合理化の支援

1 「農業経営・就農支援センター」との連携	85
2 農業経営の法人化と経営継承	86
3 簿記記帳・青色申告の推進	92
4 家族経営協定の推進	96
5 農業者年金の加入推進	99

第3節 調査活動

1 調査活動の意義	103
2 重要な情報提供・基礎調査	103

第4節 情報提供活動

情報提供活動—農業委員会の大切な役割	105
最新の情報を身につけ「農地利用の最適化」を進めよう	105

第5章 「農業者等との意見交換会」と

関係行政機関への「意見の提出」

1 意見交換会・意見の提出の意義	111
2 意見交換会の実施方法	111

トピックス 信頼される農業委員会であるために	114
------------------------	-----

■農委活動24事例	117
-----------	-----

索引	168
----	-----

全国農業図書のご案内	172
------------	-----

地域計画のブラッシュアップに向けた取り組み

地域計画の策定状況

地域農業の将来の在り方を示した「地域計画」は令和7年4月末時点で、全国1,615市町村で、18,894策定されました。しかし、概ね10年後の農地利用の姿を一筆ごとに誰が耕作するのかを明示した「目標地図」を農水省の分析結果で見ると、将来の受け手に農地を集約化可能な地図は全体の1割程度にとどまり、約3割の農地には将来の受け手が位置付けられていないことが判明しました。

そこで、大半の地域計画（目標地図）については、より完成度を高めること「ブラッシュアップ」が求められています。

図表1 地域計画の策定状況

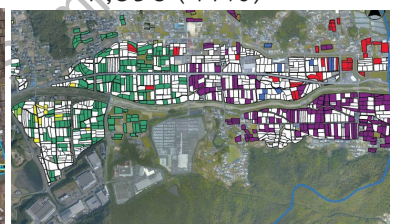
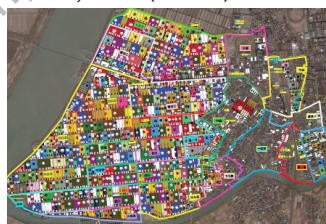
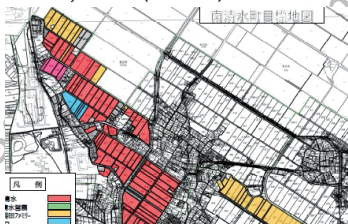
項目	令和7年4月末時点 (確定値)
策定市町村数	1,615市町村
策定された地域計画数	18,894地区 (策定予定数：2.0万地区)
地域計画区域内の農用地等面積※	422万ha
うち 目標地図に位置付けられた 農業者の10年後の経営面積	288万ha
うち 将来の受け手が位置付け られていない農業面積	134万ha (31.7%)

※ 農用地等面積には、畜舎・共同利用施設などの農業用施設面積が含まれる。

①将来の受け手に集約化
2,053 (11%)

②現況地図にほぼ近い
8,536 (45%)

③将来の受け手が不足
7,690 (41%)



※その他、①～③のいずれにも分類されないものが615 (3%)

資料：農林水産省「地域計画の策定状況」(令和7年4月末)

1 農業委員会に求められている取り組み

農業委員会が法定事項で示されている取り組みは、①協議の場への参加（基盤法第18条第1項）、②目標地図の素案作成（基盤法第20条第1項）、③意向把握（基盤法第20条第2項）です。

今後もこの3点は必須事項として実施する必要がありますが、地域計画のブラッシュアップに向け、特に重要な②と③の点について、以下の事項に取り組みましょう。

1) チェックリストを作成して点検

まずは策定した地域計画（目標地図）について、客観的に見直すべき箇所があるか否か点検してはどうでしょうか。

全国農業会議所では昨年秋、図表2の地域計画に実現に向けた取り組みのチェックリスト（案）を作成し、農業委員会への参考資料として都道府県農業会議に提供しています。

ブラッシュアップに向けて、農業委員会としては、農地利用地図など目標地図と同様の地図があればそれと一致しているかを点検し、一致していなければ一致するように調整することが大切です。具体的には、圃場整備事業の実施地区の経営計画図など他部署や他機関・団体で作成された将来の農地利用地図との点検です。また、認定農業者や認定新規就農者などのいわゆる担い手が耕作する農地を位置付けしていないことはないか。意向把握が出来ていない農地所有者、担い手（市町村外を含む）、後継者などのリスト化と意向把握の実施などです。

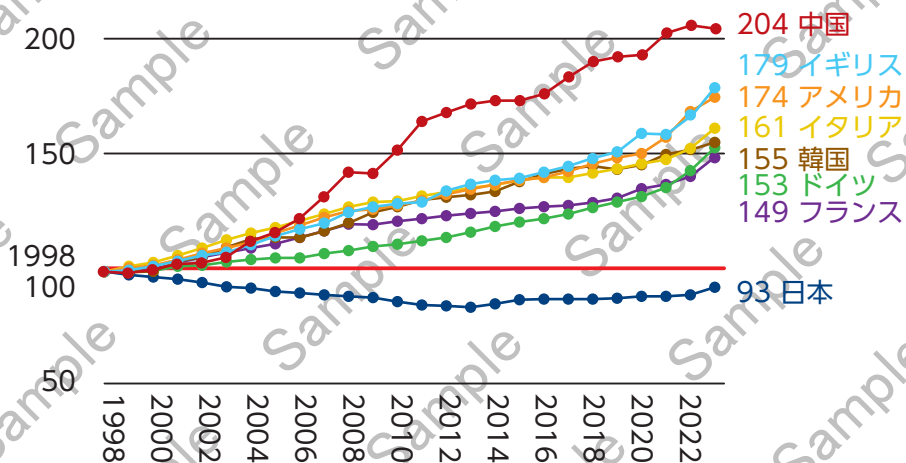
該当するものがあれば、その点について見直しなどに取りかかりましょう。

農政ピックアップ 食料システム法

1 食料システム法の背景

1998年以降、中国やイギリス、アメリカなど各国では物価が上昇していたが、日本ではデフレが続いていた。これが2014年以降上昇に転じ、2020年以降に急騰。農業生産資材の肥料や飼料の価格も2022年に急上昇したものの、農産物価格の上昇はこれに遅れ2023年後半以降となり、上昇の程度も品目によって差が生じた。野菜は価格の変動が大きく、コメに至っては生産資材のコストが上昇するなかでも2021年から2024年7月まで価格が低迷していた。

図表1 各国におけるGDPデータの推移(1998年=100)



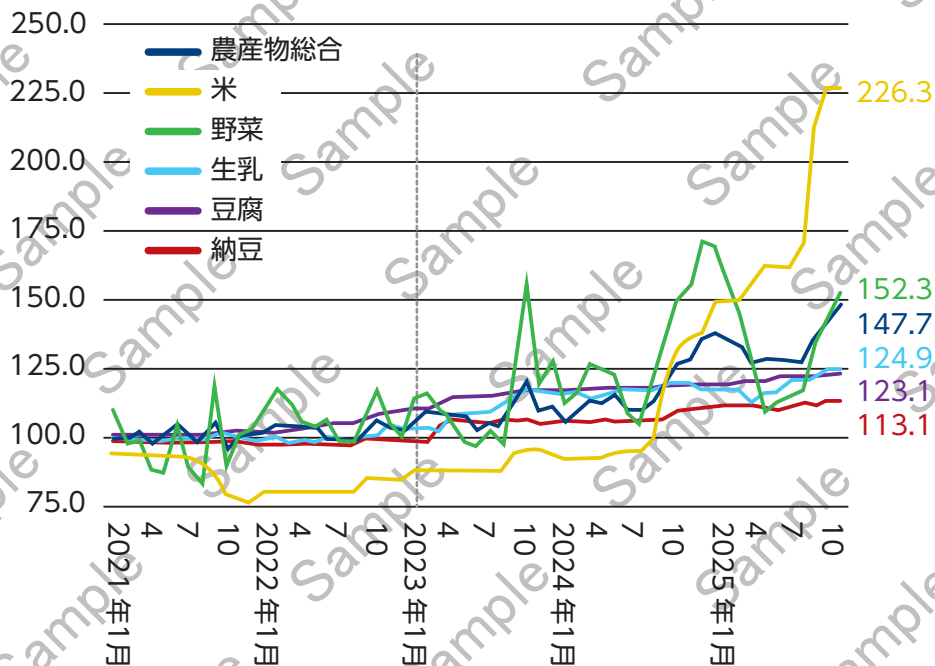
資料：THE WORLD BANK

注1：GDPデフレーターとは、(名目GDP)/(実質GDP)×100で計算される、消費だけでなく、設備投資や公共投資なども含めた国内経済全体の物価動向を表す包括的な指標。

注2：資料では2015年=100とされているものを、1998年=100とにおいて計算。

図表2 農産物・食品の価格指数の推移(2020年=100)

(農産物総合、米、野菜、生乳：農業経営体が販売する農産物の価格を指数化したもの)
 (豆腐、納豆：小売価格を指数化したもの)



資料：農産物総合、米、野菜、生乳は農林水産省「農業物価統計（2020年基準）」を基に作成
 豆腐、納豆は総務省「消費者物価指数（2020年基準）」を基に作成

こうした中で政府は、食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることから、食品等事業者による事業活動の促進と、食品等の取引の適正化をもって、農林漁業と食品産業の成長発展と一般消費者の利益増進を図ることを目的に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を改正し、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」(食料システム法)とした。

同法では、まず食品等事業者が農林水産業との連携を強化し、流通の効率化や付加価値向上、温室効果ガスの排出量削減などに取り組むとともに、消費者が持続可能性に配慮した物の選択をするように情報伝達を行う計画を作成した場合に、農水大臣がこれを認定し、長期低利融資や税制特例により支援することとした。この「食品等事業者による事業活動の促進」は令和7年10月1日に施行されている。

農業委員会の業務と 具体的な進め方

第1章 農業委員会の業務

農業委員会の業務は大きく4つに分類

農業委員会の業務は次ページの表のとおり大きく4つの業務に分類できます。まず、「農業委員会等に関する法律」(以下「農業委員会法」という。)の第6条第1項から第3項まで3つの項目が規定され、これに農業委員会法第38条を加えたものが4つの主要な業務です。

第1項は農地法その他の法令で農業委員会が行うとされた業務が網羅されています。代表的な業務が農地法の許認可業務などで、いわゆる法令に基づき審査・決定する業務が位置づけられています。そのため「法令必須業務」とも言われてきました。これらは農業委員会法が昭和26年に制定されたとき以来の業務であり、平成27年の大改正でも変わらず現在まで規定されている、農業委員会の顔とも言うべき業務です。

第2項は「農地利用最適化業務」と言われる、平成27年の大改正で新たに法令必須業務として加えられた今日の農業委員会の最重要業務です。「農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」の取り組みがこれにあたります。令和7年3月末までに策定された「地域計画」に関する取り組みも最適化業務となります。

第3項は農業の担い手の育成・確保等(経営の合理化、調査の情報提供)に関する業務です。

第38条は業務を通じて必要な場合は関係行政機関等に意見を提出しなければならないことが規定されています。

また、これらの業務を支える取り組みとして農地台帳の情報を常に最新化することも重要です。「農業委員会サポートシステム」を活用するとともに、その情報の一部を農林水産省が管理・運営する「eMAFF農地ナビ(農林水産省地理情報共通管理システム)」を通じた公表が求められています。

農業委員会の業務

<p>農地の確保と有効利用</p> <p>農業委員会法第6条第1項</p>	<p>効率的な農地利用について農業者を代表して公正に審査する</p> <p>農地法等の許可、農地中間管理事業法の農用地利用集積等促進計画への意見</p> <p>農地の利用状況調査(農地パトロール)</p> <p>遊休農地対策等 (本書の第3章)</p> <p>その他農業者年金基金法による事務等、法令によりその権限に属せられた事項</p> <p>等(本書の第3章)</p>
<p>農地等の利用の最適化</p> <p>農業委員会法第6条第2項</p>	<p>担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進</p> <p>農地所有者の意向把握や「地域計画」関連の地域の話し合いへの参加 (本書の第2章)</p> <p>地域計画の実現に向けた農地の利用調整</p> <p>等(本書の第2章)</p>
<p>農業の担い手の育成・確保等(経営の合理化、調査・情報提供)</p> <p>農業委員会法第6条第3項</p>	<p>農業経営の合理化により地域農業の発展を目指す</p> <p>農業経営の法人化、複式簿記の記帳や青色申告の推進、農業者年金の加入推進、家族経営協定の推進</p> <p>調査・情報提供活動</p> <p>等(本書の第4章)</p>
<p>農業者の代表として地域の課題解決への取り組み</p> <p>農業委員会法第38条</p>	<p>農業者との意見交換等に取り組み、広く農業者の声をくみ上げ関係行政機関等へ意見の提出を実施 (本書の第5章)</p>



農委活動24事例

全国農業新聞に昨年度掲載された記事などを編集しています

第1 地域計画に関する取り組み

第1節 関係機関との連携

- 事例1 「地域計画」の実現へ
「地区営農推進協議会」の活動を強化
京都府 福知山市農業委員会 ……120
- 事例2 関係機関や住民と連携
地域の総力をあげ、農地・担い手を守る
徳島県 阿南市農業委員会 ……122
- 事例3 府の委託事業で農地カルテを作成
貸借のマッチングを促進 大阪府農業会議 ……124

第2節 目標地図

- 事例4 「未来の農地マップ」で活動効率化
愛知県 豊橋市農業委員会
愛知県 蒲郡市農業委員会
愛知県 田原市農業委員会
愛知県 南知多町農業委員会 ……126

第3節 意向把握

- 事例5 話し合いや出し手・受け手の意向把握
担い手への農地集積8割へ
熊本県 あさぎり町農業委員会 ……128
- 事例6 つなごうバトン！
「リレーションシップ(1・5・一絵)活動」の展開
鹿児島県 大崎町ほか農業委員会 ……130

第4節 話し合い

- 事例7 地域計画の見直しに向け、
「担い手会」を発足し、話し合いを継続
新潟県 阿賀野市農業委員会 ……132
- 事例8 話し合いを工夫
農地集積や地域ブランド創出を推進
富山県 氷見市農業委員会 ……134
- 事例9 耕作者が担える条件や土地改良について議論
地域計画をブラッシュアップ
福井県 おおい町農業委員会 ……136
- 事例10 地域計画改善に向け、毎年座談会を開催
長崎県 長与町農業委員会 ……138
- 事例11 「農談会」を開催
「持続可能な農業・農村づくり」をリード
京都府 宮津市農業委員会 ……140
- 事例12 説明会やかるたなどさまざまな取り組みで
地域農業の健全な発展へ
石川県 野々市市農業委員会 ……142

第2 農地の集積・集約化の取り組み

- 事例13 地域の農地集約を進めて法人経営の効率化
鳥取県 八頭町農業委員会 ……144
- 事例14 「農業相談会」や農地情報収集活動で農地利用最適化
沖縄県 名護市農業委員会 ……146

第3 タブレット・ドローンの活用

- 事例15 タブレット及び独自様式の活動記録簿作成で
業務効率化
高知県 佐川町農業委員会 ……148
- 事例16 利用意向調査や地域計画の話し合いなどを
タブレットで効率化
福岡県 筑後市農業委員会 ……150

第4 遊休農地・耕作放棄地の発生防止、解消対策

事例17 市の農地再生プロジェクト「絆」を組織
耕作放棄地解消と食育活動に力を注ぐ

栃木県 鹿沼市農業委員会 ……152

事例18 「農地再生チャレンジ支援事業」で遊休農地を解消

愛媛県 松山市農業委員会 ……154

事例19 市と共同で「農地バンク制度」を創設

新たな担い手の確保と遊休農地の発生防止・解消

三重県 尾鷲市農業委員会 ……156

第5 新規就農支援対策

事例20 農業の理解促進のため、作業支援を事業化
「援農サポーター事業」を本格的に推進

埼玉県 日高市農業委員会 ……158

第6 女性委員の活躍

事例21 地域計画策定へ、女性委員も対話や助言で奮闘

滋賀県 甲賀市農業委員会 ……160

第7 都市農業の推進

事例22 生産緑地バンク制度や補助事業を創設
農地保全活動に尽力

東京都 清瀬市農業委員会 ……162

第8 所有者不明農地対策

事例23 みなし同意制度を活用し、所有者不明農地を
有効活用

北海道 むかわ町農業委員会 ……164

事例24 貸主死亡で相続放棄の農地、県から農地バンクに
利用権設定の裁定

熊本県 湯前町農業委員会 ……166